

国民生活審議会第1回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成15年9月29日(月) 10:00～11:15

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会) 落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村多聞委員、品川委員、島田委員、高田委員、高橋伸子委員、高橋宏志委員、田村委員、津武委員、鶴田委員、長田委員、糠谷委員、原委員、樋口委員、松本委員、御船委員、山本委員、渡邊委員

(事務局)

西川大臣政務官、永谷国民生活局長、田口審議官、河審議官、堀田総務課長、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長、杉原物価調整課長、吉井消費者企画課企画官、市岡国際室長 ほか

4. 概要

(1) 西川内閣府大臣政務官挨拶

(2) 落合部会長より松本委員が部会長代理に指名された。

(3) 部会の会議及び会議資料は、原則として公開とすること、議事録は会議終了後おおむね1か月以内、議事要旨はおおむね2日以内にそれぞれ公表することが決定された。

(4) 「21世紀型の消費者政策の在り方について(第18次国民生活審議会消費者政策部会最終報告)関連資料」及び、「消費者政策部会の今後の運営について(案)」について、事務局より説明した後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ 消費者が適切な選択ができ、充実した消費生活を送るためには、消費者の能力を高める必要があり、消費者教育と消費者への情報提供が重要である。情報については「消費者からの情報」、「消費者についての情報」、「消費者のための情報」という3つのレベルがあり、高齢者や子供も含めて、これらをうまく収集・伝達できるシステムが必要である。
- ・ 消費者保護基本法改正案と公益通報者保護制度については、多くの論点があるが、次期通常国会までは実質3か月しかない。今後どのように議論を進めていくのか。

両課題に関してはこれまでの検討を踏まえた上で、具体的な方向を整理する必要がある。その上で必要に応じ部会で議論を頂きたいと考えている。公益通報者保護制度については、骨子案ができ次第、部会で検討をお願いするとともに、パブリックコメントを行いたいと考えている。

- ・ 基本法の見直しと公益通報者保護制度の導入は、早急に検討を進めなければいけない側面と、じっくりと検討しなければいけない側面があるので、調整を図りつつスピードにも配慮して実現に向けて取り組んでいく必要がある。
- ・ 公益通報者保護制度は法案に近い形でパブリックコメントに出すのか。また、年内の部会のスケジュールについて伺いたい。

公益通報者保護制度については法文の形で示すことは困難だが、具体的内容がわかるものを部会にお示しし、議論いただくとともに、併せてパブリックコメントに付したい。

当部会の審議回数については、内容のまとめり具合によるが、具体的な骨子案がまとまった後に、必要に応じてご議論をいただくこととしたい。

- ・ 「保護から自立へ」と理念を転換するからには制度的な担保が必要で、実効性が確保されていなければいけない。ADR に関しては、専門的な知見が生かされるような仕組みを考えなければ、消費者は自立をしろといわれても厳しいのではないか。実際には自分たちでは何もできず、ルールだけが変わるという事態になってしまう。ルールの変更と ADR のシステム整備をセットで検討していかなければいけない。
- ・ 消費者関連法令の多くは消費者を保護する時代に制定されたものであるから、保護から自立へとコンセプトが変わることで、これらの消費者関連法令を見直すことが必要になってくるのか。また、パブリックコメントについては、その結果によって内容が変わることがあるのか。
- ・ 消費者保護関連の法令は、新しいグランドデザインに合致するかどうかを見直す対象となるが、この部会では各業法をどう見直すかを議論するのではなく、消費者保護基本法見直しの枠内で、どう位置付けていくのかを議論していくことになると考えている。
パブリックコメントに関しては、当審議会としては極力尊重し対応していくべきものとする。

個別の法令の中には保護的な色彩が強いものもあるが、民事ルールを重視するなど変化も出てきている。基本法の見直しの方向性は、個別法令にも影響を与えることとなる。パブリックコメントについては、できるだけ尊重したい。

- ・ 作業スピードも大事だが、当部会における検討の機会をなるべく多く確保してほしい。
- ・ パブリックコメントの扱いは、多数決で決める性格のものではない。パブリックコメントの意見によって大幅に変えなければいけないような原案は、そもそも問題があるともいえる。

- ・ パブリックコメントを行う以上、意見を出せる期間が十分に確保される必要がある。また、全ての意見について回答する必要はないが、主な意見について回答できる仕組みをつくる必要がある。

また、消費者は事業者に対して弱者という関係にあり、消費者の自立を促す観点からも消費者組織の役割を明確にする必要がある。

- ・ 消費者保護会議決定の中で、「4 .消費者保護会議の改革」として掲げられている内容は、基本法見直しの中で取り上げられるものではないのか。また、「今後の消費者政策の重点を示す戦略を平成15年度中を目途に策定する」とあるが、部会の中で検討するのか。

- ・ 戦略を決めるに当たって部会が提言をすることはありうるが、基本的には消費者保護会議で決定することになるのではないのか。いずれにせよ消費者保護会議の改革は、消費者保護基本法の見直しの検討に当たってのテーマになる。

保護会議の改革は基本的には消費者保護基本法の見直しの中で取り上げられる問題だが、それに加えて、現行法の範囲内でもできるものについては速やかに行う必要があることから、重点戦略については今年度中に策定することとしたものである。

- ・ 内部通報を行った場合、通報者が所属する企業が倒産してしまうこともあり得る。通報者の保護に当たり、雇用上の不利益な取り扱いばかりでなく、法的・経済的にも補償するという考えはないのか。

- ・ 通報した結果、通報者が属していた企業が倒産して失業という不利益を被ってしまった場合の経済的な補償などについては、メリット・デメリットを考慮して慎重に議論する必要があるだろう。

通報した場合、解雇等の不利益な取り扱いを受ける可能性がある一方で、そういった弱い立場にある労働者を保護すべきという基本的な観点に立った上で、懲戒処分を受けないとか解雇されないといったことを考えている。刑法上の責任が問われるという可能性については、公益通報者保護制度検討委員会の中でも検討されたが、刑法上の責任については一律に免責をすることは難しいので、個別の事案ごとに判断するしかないのではないかという結論になっている。

- ・ 委員会としては刑事免責、民事免責の問題も含めて検討した上で、報告書を取りまとめた。報告書に書かれている事項以外の点については法律に盛り込むべきではないという趣旨ではなく、議論はあったが、報告書として一致した意見にはならなかったというものである。

- ・ 消費者はもっと保護されたいという認識があるということをも踏まえてほしい。
今までの企業の不祥事の多くは内部からの通報で発覚したとあるが、内部通報した人はその後どうなったのかを追跡調査しているのか。

具体的に個人を特定できない場合が多いので、追跡調査をすることは難しいのが現実である。

- ・ これまで消費者団体の方々からは「保護でなく権利が必要」との主張を聞いていたので、もっと保護が必要との意見は興味深い。「保護」、「自立」という場合の実質的な意味をよく詰める必要がある

ヨーロッパではEU憲法の制定にあたり消費者政策も議論されている。その中で、消費者利益を増進するとともに、高いレベルでコンシューマープロテクションを確保することが述べられている。我が国の消費者保護基本法の見直しを「保護から自立へ」としていることは、決してEUと違う方向を目指しているものではないと考えているが、「保護」という文言を法文から単にはずせばよいということではないと思う。誤解を生じることがないように、文言の使い方などに留意する必要がある。

- ・ 消費者政策の実効性確保の部分で、「消費者政策を一元的に企画・立案する」と資料にあるが、是非、実現に向けて検討してほしい。また、「違法・不当行為の抑止と監視」について、部会での審議が不十分であったと思うので、新たな部会では、この点についても議論をしていくべきだと思う。特に消費者行政の体制については抜本的に整理し直し、公正取引委員会も含め、実効性を確保していくべきである。消費者の「自立」といわれても、単に裸で放り出されるのでは困る。悪質な事業者に対しては、勧告や事業社名の公表ができるようにすべきである。

- ・ 「保護」という言葉は、欧米においては「法律による保護」という意味で使われるが、日本においては「行政による保護」という認識が強すぎるように思う。「保護から自立へ」は良いキャッチフレーズだと思うが、「行政による保護」から、法律に基づき団体訴権やADRで保護をしていくというような体制へ段階を踏んで進めていくべき。「保護」という言葉の意味を整理しなければいけないのではないか。

- ・ 「保護」と言う場合も「権利」が基本にある。保護される権利もあると考えている。

以上